

新協同組合理論研究会（2010年2月27日）

第2報告

レイドロー報告以後の国際協同組合運動の新展開

—労働者協同組合と新しい研究課題—

石塚 秀雄*

Reflections During 30 Years on Alexander Laidlaw's *Co-operatives in the Year 2000*; New Twist of International Co-operative Society Movement

Hideo ISHIZUKA

Abstract

Worker cooperative is viewed as an important tool that would change basic paradigm of an relation labor and capital, due to Laidlaw Report. While, after thirty years of Report, worker cooperative movement in Japan has achieved several progressive role in a society. However, we need more radical discuss, in cooperative research, on what should be done in a Japanese society to retain workers and civic sovereignty. Cooperative sector must cooperate with each other in order to resolve social and economic problems.

1. レイドロー報告の「第二優先分野・生産的労働のための協同組合の取り組み」と日本

カナダのレイドローが、ICAに依嘱されて書いたいわゆる「レイドロー報告、「西暦2000年の協同組合」」が示した協同組合の取り組むべき課題として、「生産的労働のための協同組合の取り組み」は、その問題提起から30年たった現在、どのように総括すべきなのであろうか。1980年代の日本においては、労働者協同組合問題は新しい議論の分野であった。「労働者協同組合」、「ワーカーズコープ」、「ワーカーズコレクティブ」の議論と実践は、レイドロー報告が

大きな弾みをつけたことは確かである。

レイドローがカナダの協同組合学者・実践者であったことも、それなりの意味があったと思われる。レイドロー報告は1980年のICAモスクワ大会で報告されたものであるが、こうした基調報告をどの国の人人がやるのかについては、おそらく当時の協同組合セクターにおける国際政治のバランスというものが思ったと思われる。当時すでに、社会主义国家の協同組合理論に新味はなく、十年後には社会主义国家崩壊を迎える前夜だったのである。またヨーロッパのいずれかの国の人々に依嘱するのも互いに牽制しあってしまい、狭い一国範囲のビジョンを受け

* 非営利・協同総合研究所いのちとくらし (Institute of Nonprofit Health Care Cooperation)

取られる懸念もあったであろう。結局、カナダの人が書くというのはパワーポリティックス的には適任であったのである。カナダはアメリカに隣接するが、その政治史や協同組合運動史はヨーロッパ型と類似している点が多い。また大きく英語圏とフランス語圏に分かれ、家庭内別居的な側面は協同組合運動においても存在する。またレイドローは英語圏とフランス語圏が混ざったような東部のノバスコチア出身で、大学もカソリック系のフランシスコ・ザビエル大学である。レイドローはカナダにおいては住宅協同組合運動に大いに貢献した。レイドローにとっては、カナダの、とりわけノバスコチアやニューブランズピックの協同組合運動の歴史が彼の報告書執筆の遠景にあることはまちがいない。モンドラゴンについていえば、後に『モンドラゴンへの道』を書いたG.マックロードもまた同じ場所の出身なのである。

レイドロー報告はカナダ出自であるが、一国の経験に深く依拠することなく、広く世界的な協同組合の将来ビジョンを示したという点で、とりわけ日本の協同組合議論に大きなインパクトを与えたと思われる。ただ、レイドロー自身が1980年に死去しているので、報告書に対するその後の議論展開に関与することはなかったわけである。しかし日本においては、レイドロー報告の作成協力者であったイギリスのP.デリックを迎えて、レイドロー報告とワーカーズコープの問題について議論が展開されたことは、当時として何よりの成果であった。

したがって日本でとくに注目されたのはワーカーズコープ運動を巡る問題提起であった。というのは、日本の協同組合運動の欧米諸国にくらべてきわめて異なる点として、協同組合史の中で労働者協同組合運動の歴史がほとんど存在しなかったことに特徴があり、そのため労働者協同組合運動は「新規」の思想として登場し

たからである（もちろん、日本において戦後の一時期にいわゆる「労働者協同組合運動」が中国の影響などを受けて瞬間風速的に登場したことがあったが、敗戦時の経済的混乱が終息するとともに、なんら理念的な影響を残すことなく一挙消滅してしまったのである。当時の日本の労働者階級運動の意識は、まったく労働者協同組合を理解する条件にはなかったのである）。

労働組合運動および労働者階級闘争理論においては、戦後、主流を占めたものは「要求型」、「対抗型」、「闘争型」の労働運動であった。その基礎には「労働」イコール「賃金労働」という考え方や法制度がある。このように歴史実践的にも理論的にも日本においては「協働労働」や「労働者協同組合」の労働という追求がきわめて希薄であったことが、レイドロー報告の第二分野が日本において新鮮に受け止められた理由の一つであると思われる。

ところで、レイドロー報告における「第二の優先分野としての生産的労働のための協同組合」については、「ワーカーズコープの構成原理が福祉国家におけるインフレと失業、環境破壊のような難問を解決する新しい社会原理」であり、「ワーカーズコープの再生は、第二の産業革命を意味するのだ」と予想することもできる、としている。「第一の産業革命では、労働者や職人は生産手段の管理権を失い、その所有権や管理権は企業家や投資家の手に移ったのである。つまり資本が労働を雇うようになった。ところが労働者協同組合はその関係を逆転させる。つまり労働が資本を雇うことになる。もし大規模にこれが発展すれば、これらの協同組合は、まさに新しい産業革命の先導役をつとめることになるだろう」とレイドローは述べている。

また労働者協同組合的な実践経験として紹介されているのは、イギリスの「スコットベー

ダー」企業とワーカーズコープ運動、ユーゴの自主管理企業、イスラエルのキブツ共同体、中国の人民公社、そしてスペインのモンドラゴン協同組合グループであった。しかし、1980年代において、ユーゴの自主管理、キブツ運動、人民公社運動は、それぞれに限界点を示しており、日本における問題意識にとってすでに参考となる事例とは見なされなくなっていたと言って良い。

2. レイドロー報告第二分野が日本に喚起したもの

日本はまだレイドロー報告のビジョンの実現の途上にある。日本においてレイドロー報告が喚起したワーカーズコープ問題の理論的側面にはどのようなものがあったのだろうか。おそらく次のようなものがあげられるだろう。

(1) 日本における労働者協同組合発展の可能性

いわゆるワーカーズコープコレクティブ運動および事業団運動後の労協運動が1980年代に登場し発展したが、レイドローの提起した議論の射程の中に日本における議論も展開をしてきた。しかし、当然ながら古い「社会主义」的な労働共同体・自主管理企業は理論的な参考としては取り上げられなかった。その意味するところは、いわゆる「社会主义」モデルの労働論は陳腐化しており、新しい「労働論」および「企業論」が検討される状況に入ったのであるが、日本でその点の議論が手薄になった理由のひとつは、労働者協同組合作りが「主婦」や「日雇い労働者」などを主体として、本流の「賃金労働者」ではなかつたという出自のためであろう。したがって、ヨーロッパにある「工業協同組合」がほとんど形成できていないという日本の特殊性も同じような事情による。

とはいえる、2010年にいわゆる「労働者協同組

合法」が議員立法で作られる手前まで、到達していることは、先進国で唯一といつていい、「労協法」のない国という問題を克服する可能性が開けてきたということである。

(2) 協同組合労働の定義

とはいえる、議員立法を予定している「労協法」は、議員そのものまた協同組合セクターからも十全の理解を得ているわけではない。まさにレイドローが指摘しているように「労働者協同組合は、各種協同組合のなかのたんなるもう一つの組織だということではなくになっている」のである。それは下世話な意味でも、日本では労働者協同組合がその他の協同組合グループから敬遠されたり非協力的な態度を取られたりすることや、理論的な意味では、日本において協同組合一般の議論が余り行われず、個別的形式に関わる、すなわち、「自分たちのこと」だけに関心があり、幅広い協同組合セクターの形成ができないことの理由の一つになっていると思われる。一つには、「協同労働」概念が確立していないことが理由であるが、それは労働者協同組合が法律的にも確立していないからでもあるといえば、日々巡りの議論になってしまふが、労働を巡るメビウスの輪のような状態に日本の労働諸法制は置かれているのである。

現在の日本の労働市場の現状は、労働形態の多様化によりますます従来の労働諸法制は現実の問題を解決する道具でなくなってきた。憲法では勤労、民法では労働であるが、労働三法または社会保障法などは、現実の労働者の定義と合わなくなってきた。労働者協同組合に関連して言えば、日本の法律においては労働者とは賃金労働者を指すのであって、自営業はあっても「協同労働労働者」の規定はない。たとえば「協同労働協同組合」という法規定のあるスペインの協同組合法および社会保障法にお

いては、当然ながら「協同労働労働者」という概念は「賃金労働者」と並立して規定されているのである。

日本では、労働者協同組合の労働者は「賃金労働者」ないしは「自営業者」というとらえ方をする人が多いのは、なによりも憲法をはじめとする法制度がそのようにしか規定していなためである。

(3) 労働者協同組合と労働組合の問題

「労働」概念を巡っての「日本の後進性」は、理念的にはとりわけ労働組合と労働者協同組合との関係における旧態依然たる「誤解」として継続している。曰く、「労働者協同組合は労働組合を否定している」、故に「労働者協同組合は労働者の権利がないがしろにしている」という主張である。理論的には、日本に労協法が存在しないために、労働者協同組合の原則が理解されないと、はなはだ当然な理由もあるが、歴史的には、日本の労働組合運動が、官公労および大企業主導型で行われてきたという経緯にもよる。ヨーロッパにおいては、労働者協同組合の作り手の多くは労働組合であり、労働者の多様性は法制度でも認知されている。また労働組合のあり方も日本とは異なる。ヨーロッパの協同組合法は労働者協同組合の内部に「労働組合」という名称の組織を作ることを禁じているのである。自主管理自主経営の意味がわからないと、この点はどうしても腑に落ちないことになるのである。

はたして公務員が法制度的に「労働者」概念に十全に当てはまるかは疑念のあるところであるが、「労働者」概念についての日本の常識が、日本の労働組合が労働者協同組合に対して無理解な土壤を作り出しているといえる。労働組合自体の将来展望自体にも暗雲が垂れ込めている、日本の現状の中で、せめて、労働者協同

組合運動に対して邪魔をしないように願うのみである。

(4) 労働者協同組合における資本と労働の関係

日本の社会政策論では、かつて「総資本と総労働の対決」問題の解決こそが社会政策の役割だとされたように、資本と労働は対立するものであり、資本家と労働者は截然と対峙するものであった。繰り返すが、レイドローが指摘するように「資本が労働を雇うことになった」のは第一次産業革命のことである。「労働者協同組合は、その関係を逆転させる。つまり労働が資本を雇うことになる」というのである。このコペルニクス的な考え方の全段に、われわれは、社会主義的な議論の洗礼を受けているのである。すなわち、「企業の国有化」または「労働者による社会的所有」といったスローガンであった。しかし、この問題は、資本や市場をどのように取り扱うのかという議論と余り連動することもなく、現実のソ連崩壊などの自体を迎えたのである。とはいえ、資本と労働の関係は、主として「所有」問題としてとらえられ、「私的所有」、「個的所有」、「国有」、「共同所有」、「社会的所有」などの用語が論じられてきたが、余り理論的成果はなかったと言って良い。なぜならば、所有論が、「企業」論、「ガバナンス」論、「地域コミュニティ」論などとほとんど連動してこなかったためである。

そしてまた「労働が資本を雇う」ということが、どういうことなのか、ということについてもあまり理論的発展は、日本においてはなかつたと思われる。協同組合における資本または出資金と会計制度の問題は、危機が間近にせまりつつあるが、協同組合セクターは真剣にその存在意義を賭けて検討しているであろうか。

グローバルな動きを見るならば、欧米では社会的連帯金融ネットワークがつくられつつあ

り、アフリカ、ラテンアメリカ、アジアなどにマイクロクレジット、市民金融、社会的企業支援金融、地域通貨運動などが発展している。フランスの「勤労者貯蓄法」などに見られるように、労働者もまた「投資家」となり社会的企業を育成する。人々はたんなる「出资者」にとどまることなく「投資者・資本者」にもなりつつある。また「社会的企業証券市場」も形成されつつある。

(5) 労働者協同組合と地域変革

1980年代までは協同組合論と地域社会論、コミュニティ論とは強い関連性はなかった。ICA協同組合原則に「地域社会への関与」が加えられたのは1995年のマンチェスター100周年大会であった。労働者協同組合が地域変革を明確に掲げたのはモンドラゴン協同組合原則においてであった。1990年代以降、コミュニティ開発の手段として、とりわけ雇用促進や社会サービスの担い手としての労働者協同組合の役割はヨーロッパおよび日本でも増大した。労働者協同組合は雇用や社会保障などの福祉国家に関わる問題と結びつき、理論的にもより一般性を獲得した。レイドロー報告の協同組合の4つの優先分野は、協同組合がより一般的課題の担い手になる道筋を示したものといえる。

(6) 労働者協同組合と市場問題

協同組合ははたしてニッチな存在であるべきなのか。それとも市場や労働市場において、特徴あるセクターとして自己形成すべきなのか。日本においては、協同組合セクターが独自の経済ネットワークを作るという方向はとられていないし、また労働市場の中で雇用促進の独自的役割を自覚することも希薄であった。また市場化は常に営利セクターへの妥協または迎合と受け止められ、いわゆる「非協同組合化」傾向が

見られる。しかし、これは日本だけの傾向ではなかったし、将来的にも直面する問題である。これまで市場を無視するのかあるいは迎合するのかの二者択一であったが、いまや、独自の市場を形成するという動きがグローバルには登場しているのである。市場、準市場、非市場のいずれにおいても労働・雇用の問題において労働者協同組合が取り組むべき課題はある。また金融市场においてもすでに触れたように同じである。

モンドラゴングループはいわば協同組合多国籍企業あるいは多国籍的社会的経済企業として展開している。賛否両論はあるが、協同組合と市場経済問題において重要な理論モデルを提供していることは間違いない。モンドラゴンはレイドロー報告の時点から一層の展開を示しており、それに合わせた議論が必要となっている。

(7) 労働（主権）・生産と消費（主権）の関係

レイドロー報告の第2優先分野の問題提起は、消費者主権論に重きを置きがちな日本の議論に、影響を与えた。コンシューマリズムは市民主権とも連動してとらえられたが、経済は生産と消費が循環することによっているという当然の事柄をともすれば、軽視する傾向を生み出した。労働者協同組合あるいは生産協同組合の議論は、プロシューマーという造語の登場にも見られるように、生産サービス活動に関与する消費者という位置づけを次第に明確にさせることになった。それはまたコミュニティ開発、コミュニティビジネスの議論にもつながるものとなつた。

(8) 生産と環境の関係

私は環境問題はひとつのイデオロギーだと考えるが、そうでない人もいるであろう。環境については、国家、営利企業、非営利組織、協同

組合などがテーマとして取り上げている。日本ではかつて公害問題とよばれる営利企業による環境(人間)破壊があった。協同組合は社会的企业として、環境問題に取り組むべき本来的優位性を持っている。諸外国では労働者協同組合などによる環境事業が盛んである。レイドロー報告の「保全社会のための協同組合」の使命は、さらにバージョンアップされて取り組まれるべき課題であろう。

(9) 労働者協同組合と南北問題

日本もかつて植民地支配を行った経験があるが、ヨーロッパ諸国に比べると南北問題に関心は薄い。協同組合セクターはもっと積極的にグローバルな問題に関わるべきだと思われるが、その関与の形態はごく限定的なものである。欧米の協同組合(労働者協同組合を含む)の「南北問題」への取り組みと比較すると日本のそれは、いくぶん低調である。それは協同組合セクターの問題というよりも日本という社会の問題であろう。

フェアトレードや技術支援、交流などが主として取り組まれているが、経済支援などを含めて積極的に取り組むべきであろう(2010年7月にグラミン銀行とユニクロが提携をして社会的起業を支援するという。ユニクロの出資はわずかに1000万円程度である。協同組合セクターは遅れを取ったといえるだろう)。

(10) 労働者協同組合と貧困克服

ヨーロッパの協同組合の本源は貧困克服にあった。ヨーロッパにおいては、貧困問題と直結する住宅協同組合、教育協同組合、労働者協同組合などが歴史的に重要な役割を果たしてきたが、これらは日本においてはいずれもあまり発展してこなかった。したがって、協同組合と貧困はテーマとして重視されてこなかった。

日本の労働者協同組合運動は失業対策から生まれている。貧困と雇用・労働、生活保障の問題こそ労働者協同組合が取り組むべき基本的課題であった。現在の日本の労働市場の転換と悪化は、新しい働き方としての労働者協同組合の発展を必要としている。

(11) 労働者協同組合と社会保障

福祉国家論はどのような新しい「福祉国家」を作り出すのか、国家・公的機関、市場、市民社会、営利企業、非営利組織、協同組合はその中でどのような役割を果たすのかの検討が必要とされている。労働者協同組合は欧米では社会保障の供給機関としての位置づけが重視されている。また新しい働き方をする新しい「労働者」類型を示している。現行の社会保障制度の中では、年金も医療保険も三元化されているように、「労働」形態も3区分されているのであるが、現状はさらに多様化しているのである。こうした中で、「協同労働」をする人々を社会保障制度の中で明確に定義づける必要がある。

(12) 労働者協同組合と法制度。

日本の法制度は縦割りであり、協同組合法も生協法や農協法など個別法となっている。労協法制定のために協同組合セクター全体の支援がないのは、こうした法制度から由来する狭量さであろう。「分割して統治する」は大英帝国の植民地政策であったが、日本の協同組合セクターは自らの「協同組合益」を「公益」だと思って、擁護する義務があるであろう。日本は憲法以下、協同組合や非営利組織に対しては冷たい法制度となっている。実のところ、日本には、協同組合法しかなく、ヨーロッパでいうところの共済組合法やアソシエーション法は存在していないのである。このために日本の協同組合セクターは、幅広く社会的経済セクターの一員

としての自己把握が希薄になってしまう傾向にある。広く社会的課題にこたえること、そのために関連法制度を制定する努力が必要である。ヨーロッパ連合や各国では1990年代から2000年代にかけて、社会的協同組合法、社会的企業法など、社会の課題に応えた法律が次々と作られてきている。法律はもちろん自分に都合の良い側面ばかりではないが、制度化されることはきわめて重要なことである。また、日本に欠けているのは、ドイツに顕著に見られるような「当事者主権」の意識である。協同組合セクターはまさにこの精神に基づくものである。

3. どのような研究テーマが必要とされるか

(1) 最近の研究テーマの動向

ICAが強調する各国の特徴は、協同組合の役割としてまず第一に雇用の創出に注目していることである。日本の協同組合も労働組合も、雇用創出をその目的の一つとして位置づけることはあまりこれまでなかった。協同組合の社会的使命をどうとらえるかという点で、貧困問題と雇用問題はこれまで協同組合では比較的軽視されていたのである。

また、世界地域でのテーマは、地域開発、コミュニティ開発、マイクロクレジットなど、貧困層や市民層の経済活動に対する協同組合セクターの積極的取り組みである。日本的に文脈当てはめれば、失業雇用創出、社会的起業、若者職業訓練、社会的連帯金融、地域開発などの活動であろう。こうした分野はいずれも日本ではあまり取り組まれてきていません。日本の社会や若者が内向き傾向にあると言われるが、協同組合セクターもまた同様に内向き傾向にあるといえる。また国連やILOの協同組合に関するテーマを見ても、日本ではテーマとされない課題が多く見られる。グローバルな問題に対して、おつきあいのようにテーマを掲げるだけで、自ら

の問題と内在的に連結することなく、話題作りだけで終わってしまうとすれば、われわれの理論的誠実さは次第に枯渇していくであろう。

協同組合に関する国際的な研究機関としてはCIRIEC(日本では国際公共経済学会)、EMES(社会的経済研究グループ)、CRISES(社会的経済、労働組合、社会的革新)、ARNOVA(非営利・ボランタリーアクション)、RILESS(ラテンアメリカ社会的経済・連帯経済)、UniNet(社会的起業大学ネットワーク)、ISTR(サードセクター)などがある。いずれの研究機関の掲げるテーマをみても、協同組合はひろく協同組合セクターおよび社会的経済・連帯経済セクター、サードセクターなどの中心的なものとして位置づけられており、さまざまな社会的・経済的課題に対応すべき課題を与えられている。

理論的なネックとしては次のことがあげられる。

- ①協同組合の社会的役割の拡大は、協同組合内部だけでは問題解決ができないくなっている。協同組合論だけではカバーできない。
- ②福祉国家・社会保障制度の転換に伴い、サードセクターの役割が増大する傾向にある。新しい分野で協同組合が活動できるかの検討、法制度化が不十分。
- ③社会的経済・連帯経済すなわち、協同組合を主体とするサードセクターが構築されていない。アソシエーションや共済組合などの同質的認知(およびネットワーク)の不足。共通のミッション、仲間意識が必要。
- ④協同組合法のみあり。共済組合法、アソシエーション法が存在しない。NPO法、公益法人法などとの関連追求が不足。
- ⑤社会的企業法がない。協同組合セクターとしてはどのように位置づけるのか。

日本で今後必要なのは、そうしたひろい社会

的課題に応える協同組合の活動であろう。自分
の一分野だけに関心を持つのではなくて、協同
組合間協同原則を生かし、社会的経済セクター
の様々な事業組織と協力して社会的課題に答える
ための理論的検討が今後なによりも求められ

ていると思われる。言い換えれば、自分のためにこそ他人と協力するという協同の精神が大切
であろう。そうでなければ、自分の頭の上のハ
エを追っ払っても、他人の頭の上にいたハエが
やって來るのである。